

# 「西山台ニュータウン」の一般公募による 予約分譲(24区画)を開始します!

分譲期間 平成22年1月12日(火)～2月12日(金)

1 工区完成写真

2 工区完成イメージ図



造成工区割	造成区画数	予約分譲 済 数	今回予約 分譲 数
第1工区	5 5 区画	5 3 区画	2 区画
第2工区	3 4 区画	1 2 区画	2 2 区画
計	8 9 区画	6 5 区画	2 4 区画

予約分譲済数は平成21年12月18日現在です

## 【予約分譲する住宅地】

- ①所在地 志賀町末吉西山地内
  - ②予約分譲数 24 区画
  - ③住宅地規模 89 坪～ 98 坪
  - ④分譲坪単価 25,760 円 / 坪～ 29,400 円 / 坪
  - ⑤分譲地価格 2,335 千円～ 2,888 千円 (1 区画)
- ※予約分譲数につきましては、優先分譲後の区画数となりますのでご了承ください。

## 【予約分譲期間】

1月12日(火) から 2月12日(金) まで

## 【申込者の資格】

- ①志賀町に永住を希望し住民登録のできる人
- ②本契約締結後3年以内に自己の住宅建設工事に着手できる人
- ③税金等の公的な支払いを滞納していない人

## 【奨励金制度】 限度額 100 万円

- ①土地購入奨励金 60 万円 (家族で居住の場合)
  - ②子ども加算奨励金 義務教育以下1人につき 20 万円
- ※定住者の年齢および居住人数などの条件によって奨励金の額が決まりますのでご確認ください。

## 【住宅建設可能時期】

- ①第1工区 平成22年4月(本契約-所有権移転後)
- ②第2工区 平成22年8月(本契約-所有権移転後)

## 【分譲の条件】

- ①土地の分譲は1世帯1区画とします
- ②建築物は戸建て専用住宅とします(店舗併用住宅不可)
- ③本契約締結日から10年間は転売および賃貸等できません(10年間の買戻特約を設定します)
- ④3年以内に住宅建設に着手できない場合は違約金などが発生しますのでご確認ください。

## 【予約申込方法】

- ①土地購入予約申込書の提出
  - ②その他の必要書類(住民票、納税証明書など)
- (申込受付先) 志賀町建設課  
☎ 0767-32-9212 FAX 0767-32-3978

## 【予約から住宅建設までの流れ】

- 1 宅地購入予約申込書の提出
- ↓
- 2 申込み多数の場合一抽選会の開催  
分譲の決定通知
- ↓
- 3 土地売買予約契約の締結
- ↓
- 4 土地売買契約の締結(本契約)  
土地代金の納入
- ↓
- 5 所有権移転登記-住宅の建設  
登記済証の交付
- ↓
- 6 住宅建築完了後-奨励金申請

# ■確定申告および 町県民税申告にむけて

一必要なものと今から準備しておくこと一

志賀町税務課からのお知らせです

## 申告相談日

志賀町では、平成21年分の確定申告および町県民税の申告相談を平成22年2月15日(月)から実施します。  
地区ごとの詳しい日程や申告書の書き方などについては、「広報しか」2月号でお知らせします。

## 営業・農業などを行っている方は「収支計算」で行ってください。

営業・農業などの事業収入、所得がある方は、「収支内訳書」が必要となりますので、事前に作成しておいてください。



## ◎確定申告までの流れ

確定申告を行うまでのおおまかな流れは次のとおりです。

- ① 収入・経費などの書類保管・記録
- ② 収支計算を行う  
(収支計算準備表などを活用)
- ③ 収支内訳書の作成 ←
- ④ 確定申告書の作成 ←
- ⑤ 税務署または町へ提出 ←

## ◎収支計算とは

1年間の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する方法です。

収入金額 — 必要経費

＝ 所得金額

## ◎収支計算を行うには

この計算をするためには、出荷伝票などの収入金額がわかる書類と、領収書などの必要経費がわかる書類と日々の取り引きの記録(帳簿)が必要になります。

## ◎準備する書類(農業所得の場合)

- 【収入金額となるもの】
- ・米や野菜などを販売して得た代金
  - ・雑収入(農業についての補助金・農業の委託料など)

## これらの収入金額がわかる書類

出荷伝票、納品書(控え)など

## 【必要経費となるもの】

- ・種苗、肥料、農薬、農具、作業用衣類など
- ・小作料などの農地借地料
- ・農業用として使用した光熱水費、減価償却資産
- ・農業共済掛金、土地改良費、農作業委託料など

## これらの必要経費がわかる書類

請求書、納品書、領収書など

※JA(農協)と取り引きしている人で、JAが作成する確定申告支援用集計表などがあれば、収支計算をより簡単に行うことができます。

※営業の収支計算については、七尾税務署または志賀町税務課にお問い合わせください。

■七尾税務署個人課税第1部門

☎ 0767-53-9336

志賀町税務課住民税担当

☎ 32-9142

町内 P8-32-9142

## ◎ご注意とお願い

収支計算書を作成せずに地区公民館や役場での申告相談に出向くと、一から作成しなければならず、大変長時間となったり、不足書類を自宅などに取りに帰ったりしなければなりません。このようなことがないよう、事前の準備と作成をお願いします。

## 確定申告はインターネット申告 e-Tax が便利!!

今年こそ e-Tax で申告をしてみたいでしょう。大変便利で、時間の節約や節税にもなります。

手続きの詳細については  
七尾税務署 ☎ 0767-53-3381  
志賀町税務課 ☎ 32-9142  
国税庁 e-Tax ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



## 「年金申告相談会」を開催します

公的年金受給者（事業や農業などほかの収入のある人を除く）を対象に、自分で確定申告を作成するための申告書作成相談会を開催します。当日は、申告書を作成し、そのまま提出することもできますので、ぜひ、この機会をご利用ください。

開催日	時間	場所
1月28日（木）	10時～・11時～・13時～・ 14時～・15時～（計5回）	志賀町役場1階大会議室
1月29日（金）	10時～・11時～・13時～・ 14時～・15時～（計5回）	富来活性化センター1階大ホール

※会場は大変混雑が予想されますので、税務署から送付された封筒に書かれている時間にお越しください。

### ●持参する書類

- (1) 税務署から送付された確定申告書 [A 様式]  
(1月25日（月）頃に発送予定です。送付されていない人でも確定申告が必要であれば、会場で配布します。)
- (2) 平成21年分公的年金などの源泉徴収票
- (3) 社会保険料控除証明書（国民健康保険税の納税証明書、国民年金保険料の控除証明書）
- (4) 介護保険と後期高齢者医療保険の支払額のわかるもの
- (5) 生命保険料、地震保険料の支払証明書
- (6) 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額がある場合はその金額がわかる書類
- (7) 障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- (8) 筆記用具（電卓、ボールペンなど）
- (9) 印鑑
- (10) 申告者本人の預貯金の金融機関名、口座番号がわかるもの（還付の場合）

### ●注意

相談会は公的年金受給者のみの人を対象としています。年金のほかに営業、農業、不動産所得がある人は、この相談会では受け付けできませんので、注意してください。

### ●お問い合わせ

七尾税務署 個人課税第1部門 ☎0767-52-9336 志賀町 税務課住民税担当 ☎32-9142  
町内 IP 8-32-9142

## 事業主のみなさんへ

### 給与支払報告書の提出はお早めに

提出期限は 2月1日（月）までです

平成21年中に従業員に給料などを支払いした事業主は、給与支払報告書（1人につき2部）に総括表を添えて志賀町税務課まで提出してください。

- ①中途退職した人、パート、アルバイトの人についても提出をお願いします。
- ②住民税（町県民税）を給与から引き落とし（特別徴収）にしていない事業所は、年12回にわたり徴収することにより、1期あたりの負担額が少ない特別徴収への移行をぜひ検討してみてください。

※年明け以降に従業員の人退職する場合は、必ず残りの住民税（町県民税）を一括徴収してください。

#### お問い合わせ先

志賀町税務課 住民税担当 ☎32-9142 町内 IP 8-32-9142

## 納付書の様式が変わります

システム変更に伴い、平成22年1月以降に発行される次の納付書が変更になります。

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、公営住宅家賃ほか

※なお、現在までに発行されている納付書はこれまで通り使用できます。

# 平成22年度償却資産(固定資産税)の申告について

法人および個人が所有している償却資産は、地方税法第383条の規定により毎年1月31日までにその内容を申告していただくことになっています。提出期限に遅れないよう早めの申告をお願いします。

## 1 申告義務者とは・・・

平成22年1月1日現在、志賀町内に償却資産を所有している人です。

※前年度申告した人へはすでに申告書などを送付しています。

※新規事業者などで今年度初めて申告する人は税務課まで連絡してください。申告記載用紙を送付します。

## 2 固定資産税の課税対象となる償却資産とは・・・

土地および家屋以外の有形の固定資産で、現に事業の用に供しているものおよび事業の用に供することができる資産(ただし、電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く)をいい、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入される性格のもの(法人税または所得税が課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

### 【償却資産の種類と具体例】

種 類	主な償却資産の具体例
構 築 物	発・変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、門、庭園、緑化施設、広告塔など
機械および装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械、(ブルドーザー、パワーショベルなど)各種産業用機械および装置など
船 舶	モーターボート、漁船、貨物船など
車 両 お よ び 運 搬 具	構内運搬車、運搬台車など ※自動車税および軽自動車税の課税対象とならないもの
工 具 器 具 お よ び 備 品	パソコンなど OA 機器、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、各種自動販売機、医療機器、理美容機器、測定工具、電話設備、エアコン、陳列ケース、厨房機器、冷蔵庫など その他業務用の備品

## 3 申告期限 平成22年2月1日(月)

※なるべく1月下旬までの提出にご協力ください。

## 4 お問い合わせ 志賀町税務課 資産税担当 ☎32-9141(直通)または32-1111(代表)

町内 IP 8-32-9141 または 8-32-1111

### 《《実地調査へのご協力のお願い》》

税務課では、地方税法第353条および408条に基づき、「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査(事業所を訪問しての帳簿、現物照合調査および質問など)を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、実地調査などに伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

### 《《ご注意ください》》

申告すべき事項について虚偽、過少の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金が過料を科せられることがあります。(地方税法385条、同386条)